

宴会場のご利用について 【宴会催事規約】

当ホテルでは、宴会・会議・催事のご利用に関しまして、下記の通り規約を設けておりますので、予めご了承ください。

第1条 宴会のお申し込みについて

当ホテルに宴会等の申し込みをしようとする場合は、次の事項を当ホテルに申し出でていただきます。

- (1) 主催者名、ご担当責任者名及び住所・連絡先電話番号並びに宴会等の名称
- (2) 開催日及び開催時間
- (3) 人数及び内容、利用目的
- (4) 申込金、精算金の支払日
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

第2条 契約の成立について

宴会等契約は、当ホテルが第1条の内容を承諾した時に成立するものとします。

第3条 宴会等契約の締結の拒否について

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 申し込みが、この「宴会場のご利用について(宴会催事規約)」によらないとき。
- (2) 宴会場等の余裕がないとき。
- (3) 宴会等に出席しようとする者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宴会等に出席しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宴会等に出席しようとする者が、当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し暴力的・要求行為を行ない、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宴会場等を使用できないとき。
- (7) 宴会等に出席しようとする者が泥酔等により、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び宴会等に出席しようとする者が他の利用者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 契約の当事者及び宴会等に出席しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくは関係者、その他反社会的勢力、暴力団もしくは暴力団員が事業活動を支配する法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (9) 宴会等への出席者に対する抗議行動、嫌がらせ等が予想され、他の利用者や近隣地帯等に迷惑を及ぼすおそれがあることを当ホテルが判断したとき。
- (10) 第7条に定める禁止事項に従わない旨を表明したとき。
- (11) 関係諸官庁より特別指示があるとき。

第4条 宴会時間と追加料金について

宴会等のご利用時間は、開始から終了まで、予め当ホテル担当係員と打ち合わせ頂きました時間内といたします。この時間を超過した場合は超過時間に応じた所定の追加料金をお支払い頂きます。

但し、次の宴会使用時間との関連でご利用時間の超過に応じられない場合もございますので、ご了承願います。

第5条 有料人数の確認について

お料理等をご用意する人数(以下、有料人数と称します)の最終変更について、10名を超える変更については開催日の7日前の正午までに、それ以外の変更については開催目前日の正午までに当ホテル担当係員にご連絡をお願い致します。それ以降は全ての手配が完了いたしますので、当日のご出席人数が減少した場合でも有料人数分の料金をお支払い頂きます。

第6条 装飾・奏楽・余興などの手配について

宴会等に関する装飾・奏楽・余興・引出物等につきましては、原則として当ホテルより手配させて頂きます。

なお、お客様が直接手配される場合には、当ホテルに事前にご連絡頂き、当ホテルの承諾後に手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接手配される内容について、当ホテルが適当でないと判断した場合には、お持ち込みをお断りすることもございますので、ご了承願います。また、当ホテルの承諾のもとに直接お客様がご依頼された取扱会社が行なう宴会等に関する装飾・余興等の機材及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズやその取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定については、当ホテル指示のもとに実施していただきますよう取扱会社の方々への周知をお願いいたします。

装飾・奏楽・引出物等をお客様のご都合でご用意・お持ち込みされる場合については、当ホテルの定める基準により別途料金をお支払い頂きます。

第7条 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒。
- (2) 補助犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- (3) 発火又是引火性の物品の持ち込み。
- (4) 悪臭を発するものの持ち込み。
- (5) 風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) 備付品の移動。
- (7) ご予約時の使用目的以外のご利用。
- (8) その他法令で禁じられている行為。

第8条 損害賠償について

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないよう十分にご注意ください。もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合はその修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行なうか、又は損害賠償金をご負担くださいますようお願い致します。

第9条 施設内における事故・盗難について

当ホテル施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテル側は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第10条 契約解除について

次に掲げる各項目のいずれかに該当する場合には、ご予約後、あるいはご利用期間の中であっても、本契約を解除させて頂きます。

本条項による契約解除の場合、解除に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねますのでご了承ください。

- (1) お客様自身が次の事由に該当し、または、宴会に出席される利用者の中に次の事由に該当する者がいる場合
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)
第2条第6号の暴力団員、同第2条第2号の暴力団、これと関係を有する企業若しくは団体の関係者、または、その他反社会的勢力の関係者(以下、暴力団等と称します)
 - ロ) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団等に該当するものがあるとき
 - ニ) 法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断されるとき
 - ホ) 伝染病保菌者
 - (2) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められた場合、また、かつて同様の行為をされた場合
 - (3) 心身衰弱、薬品、飲酒等による自己喪失等、自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある場合
 - (4) 第7条の各項目のいずれかに違反し、当ホテルから注意を受けても直ちにこれを止めいただけない場合
 - (5) その他、本規約に違反したとき
- 上記(1)による契約解除の場合、当ホテルの被った損害賠償金として、解除の時期に応じて、第12条に準じた取消料を申し受けます。

第11条 料金の支払いについて

精算はホテルより提示しました総額に基づいて指定期日までに現金、クレジットカードまたは振込にてお支払いいただきます。

宴会当日以降にお支払い予定の場合、原則として宴会翌日より30日以内とさせて顶きますが、事前にホテルの同意を得た場合はこの限りではありません。

第12条 取消料について

別途定めるものとする。

第13条 延長料金について

別途定めるものとする。